

# 千葉県報

定例  
令和4年3月25日

## 主要目次

○	千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改正する規則	一
○	告示	一
○	生活保護法等に基づく指定医療機関の指定に係る事業所の名称及び事業所の所在地の変更	二
○	生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止	二
○	生活保護法等に基づく指定施術者の指定	二
○	生活保護法等に基づく指定施術者の名称及び所在地の変更	三
○	生活保護法等に基づく指定施術者の廃止	三
○	農業振興地域の区域の変更	三
○	道路区域の変更(三件)	三
○	道路の供用開始	四
○	都市計画区域区分の変更	四
○	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	五
○	公告	五
○	建設業法に基づく処分	五
○	宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	五
○	都市計画区域区分の関係図書の縦覧	六
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧	六
○	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	六
○	都市計画防災街区整備地区計画の関係図書の縦覧	六
○	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧(二件)	六
○	特定調達公告	六
○	落札者等の公告(二件)	六

## 規則

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十五日  
千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第二十一号 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則(昭和三十七年千葉県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とす

る。

別記第六号様式中「㊧」を削り、同様式の注を削る。

別記第七号様式中「㊨」を削り、注3を削り、注4を注3とする。

別記第八号様式(表)中「㊩」を削り、注5を削る。

別記第九号様式中「㊪」を削り、同様式の注を削る。

別記第十号様式(表)中「㊫」を削り、注5を削る。

別記第十三号様式中「㊬」を削り、同様式の注を削る。

附則  
(施行期日)  
1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十五日  
千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第二十二号

千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改正する規則

千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則(平成十二年千葉県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「㊭」を削る。

別記第五号様式中「㊮」を削り、同様式の注1を削り、同様式の注2を同様式の注とす

## 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

千葉県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の指定に係る事業所の名称及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	変更前	変更後	
医療法人徳洲会	大阪府大阪市北区梅田一の三の一	医療法人徳洲会 訪問看護ステーションわらび	医療法人徳洲会 訪問看護ステーション四街道	四街道市 美しが丘	四街道市 吉岡一、八三〇の一	令和四年一月一日

千葉県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	
医療法人徳洲	大阪府大阪市	医療法人徳洲	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市	令和四年一月一日

会	北区梅田一の三の一	会 訪問看護ステーションシルバークエア	初富二二五の九の六	初富九二二の六	一月一日
---	-----------	---------------------	-----------	---------	------

千葉県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所 在 地	廃 止 年 月 日
奏の杜整形外科		習志野市谷津七の七の一	令和二年五月三十一日
佐藤歯科医院		香取郡多古町多古六八七	令和三年十二月二十七日
医療法人社団見龍堂医会 松浦医院		香取市佐原イ二、九〇七	令和四年一月十日
医療法人社団見龍堂医会 神崎クリニック		香取郡神崎町神崎本宿六七	〃
医療法人社団見龍堂医会 おうち診療所銚子		銚子市末広町一の一六	令和四年一月三十一日
松浦医院八千代分院		八千代市勝田台北一の二の五	〃

千葉県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏 名	施 術 所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-----------	-----------

富澤大輝	アースケアかつしか	東京都葛飾区青戸四の二一の四	令和四年一月一日
近藤佳	治療室たお	浦安市猫実三の一八の一五	令和四年二月一日
畠山義郎	訪問マッサージあるえ	東京都足立区花畑一の七の一	"
三平雄一	ハートフル鍼灸 マッサージ院松戸	松戸市六実六の二一の七	"
椎名裕子	訪問マッサージK EIROW船橋東 ステーション	船橋市習志野台四の七一の一〇	"
積田朋典	松尾かなで整骨院	山武市松尾町田越七一	"
佐野久子	訪問マッサージK EIROW船橋東 ステーション	船橋市習志野台四の七一の一〇	"
吉岡由佳	青葉はりきゆう指 庄	八千代市大和田新田四一一の三六	"
長門亮	ながと整骨院	大網白里市大網七九七	"

千葉県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設		術		所在地	変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後		
伊藤圭	みどりが丘 整骨院	葵整骨院	四街道市大 日三二二の 八	佐倉市王子 台六の二七 の二四	令和四年二月 一日	

千葉県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨届出があった。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設		術		所在地	廃止年月日
	名称	名称	変更前	変更後		
坂野夏帆	ひらい北口整骨 院	東京都江戸川区平井五の一 五の一〇			令和四年二月十八 日	

千葉県告示第百六十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

変更前の区域	変更後の区域
八千代地域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域（「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和四年三月二十五日から三週間、縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 成田下総線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長	摘要
	前	後			
成田市土室字坊前七五九番一地先から七四四番一地先まで	前A	後A	八・〇二メートルから三六・四八メートルまで	二八四・八一メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B +		八・〇二メートルから三六・四八メートルまで 一六・二三メートルから四四・六八メートルまで	二八四・八一メートル 二九八・一一メートル	

千葉県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和四年三月二十五日から三週間、縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久住停車場十余三線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長	摘要
	前	後			
成田市土室字坊前七五九番一地先から字長山二四二番二地先まで	前	後	一一・一二メートルから三三・三二メートルまで	一七四・〇七メートル	四二・四九メートルは、県道成田下総線と重用となる。
			一一・四九メートルから三三・三二メートルまで	一七四・〇七メートル	

千葉県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次の

のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和四年三月二十五日から三週間、縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 正気茂原線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
長生郡白子町南日当字上新川八四九番一地先から関字高戸九二六番二地先まで	前	後	八・二〇メートルから一六・七〇メートルまで	五一二・二〇メートル
			一〇・六〇メートルから一六・七〇メートルまで	五一二・二〇メートル

千葉県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和四年三月二十九日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和四年三月二十五日から三週間、縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
一般国道百二十八号	長生郡長生村七井土字上府一、三七一番一地先から一、三六五番一地先まで

千葉県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画区域区分を次のとおり変更した。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 都市計画の種類及び名称
- 二 八千代都市計画区域区分
- 三 都市計画を定める土地の区域

八千代市神野字谷津台、字向境及び字境掘、保品字中台谷、字栗谷、字境谷、字郷、字蔵谷及び字上谷並びに米本字役山の各一部の区域

千葉県告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、成田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 施行者の名称  
印旛郡栄町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
成田都市計画下水道事業栄町第一号公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和五十三年三月十七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

公 告

建設業法に基づく処分  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり処分した。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

- その一
- 一 商号 株式会社サン・コーポレーション
- 二 主たる営業所の所在地 習志野市東習志野三丁目八番三号
- 三 代表者の氏名 板橋 知一
- 四 許可番号 千葉県知事許可(般一三〇)第五二三八六号
- 五 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項の規定による許可の取消し
- 六 処分の原因となった事実 営業所の所在地を確知できないため、その旨令和四年一月二十五日付けで公告したが、その公告の日から三十日を経過しても申出がなく、このことは建設業法第二十九条の二第一項に該当する。
- 七 処分をした年月日 令和四年三月二十五日
- その二
- 一 商号 相川建設株式会社

- 二 主たる営業所の所在地 松戸市六高台六丁目四六番地一五
- 三 代表者の氏名 相川 剛人
- 四 許可番号 千葉県知事許可(般一三〇)第三八五六号
- 五 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項の規定による許可の取消し
- 六 処分の原因となった事実 営業所の所在地を確知できないため、その旨令和四年一月二十五日付けで公告したが、その公告の日から三十日を経過しても申出がなく、このことは建設業法第二十九条の二第一項に該当する。
- 七 処分をした年月日 令和四年三月二十五日
- その三
- 一 商号 JUST HOUSE株式会社
- 二 主たる営業所の所在地 市川市本北方一丁目二四番一〇号
- 三 代表者の氏名 菅野 威
- 四 許可番号 千葉県知事許可(般一三〇)第四九二五六号
- 五 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項の規定による許可の取消し
- 六 処分の原因となった事実 営業所の所在地を確知できないため、その旨令和四年一月二十五日付けで公告したが、その公告の日から三十日を経過しても申出がなく、このことは建設業法第二十九条の二第一項に該当する。
- 七 処分をした年月日 令和四年三月二十五日
- その四
- 一 商号 大光建設株式会社
- 二 主たる営業所の所在地 千葉市稲毛区園生町一、三五一番地一ルネ・アイクレール一三〇一号
- 三 代表者の氏名 小林 保
- 四 許可番号 千葉県知事許可(般一三〇)第五二三八六号
- 五 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項の規定による許可の取消し
- 六 処分の原因となった事実 営業所の所在地を確知できないため、その旨令和四年一月二十五日付けで公告したが、その公告の日から三十日を経過しても申出がなく、このことは建設業法第二十九条の二第一項に該当する。
- 七 処分をした年月日 令和四年三月二十五日

- その一
- 一 宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告  
次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。  
令和四年三月二十五日
- 千葉県知事 熊谷 俊 人

- 一 商号 星野不動産
- 二 事務所の所在地 松戸市串崎新田一五六番地一
- 三 代表者の氏名 星野武央
- 四 免許番号 千葉県知事(一四)第二四七六号
- 五 免許年月日 平成三十年四月二十一日

その二

- 一 商号 有限会社秦野不動産
- 二 事務所の所在地 木更津市祇園一丁目一八番一二号
- 三 代表者の氏名 秦野光広
- 四 免許番号 千葉県知事(一三)第四三九四号
- 五 免許年月日 平成三十年七月二十五日

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

令和四年千葉県告示第七十一号(都市計画区域区分の変更)に係る八千代都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和四年三月二十五日八千代市の變更に係る八千代都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和四年三月二十五日八千代市の變更に係る八千代都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画防災街区整備地区計画の関係図書の縦覧

令和四年三月二十五日浦安市の決定に係る浦安都市計画防災街区整備地区計画堀江・猫実元町中央地区防災街区整備地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和四年三月二十五日柏市の變更に係る柏都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和四年三月二十五日市原市の變更に係る市原都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画公園の関係図書の縦覧

令和四年三月二十五日市原市の變更に係る市原都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和4年3月25日

千葉県企業局長 田中 剛

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続  
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項  
 ①県水お客様センター電話設備貸借及び保守業務委託 一式 ②千葉県企業局管理部  
 経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和4年2月9日 ④NEC  
 キヤピタルソリューション株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤104,865,200円 ⑥一般競争入札 ⑦令和3年12月24日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和4年3月25日

千葉県企業局柏井浄水場長 長谷川 勝久

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続  
 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項  
 ①木下取水場沈砂池堆砂収集運搬業務委託 予定数量 1,900トン ②千葉県企業局柏井浄水場 千葉県花見川区柏井町430番地 ③令和4年2月9日 ④株式会社京葉興業 千葉県稲毛区稲毛東四丁目2番8号 ⑤1トン当たり29,700円 ⑥一般競争入札 ⑦令和3年12月28日

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八